



2010年4月6日 第2010-11号

【発行】 J A M

【発行責任者】 斉藤 常

【編集】 政策政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

4月1日から

改正雇用保険法等が施行されました

3月31日、参議院本会議で雇用保険法等改正法案が可決・成立し、一部を除き4月1日から施行されました。今回の改正は、現在の厳しい雇用失業情勢を踏まえて、非正規労働者に対するセイフティネットの強化が図られました。

【改正内容】

1. 非正規労働者に対する適用範囲の拡大（2010年4月1日施行）

(旧)
雇用保険の適用範囲は
・6ヵ月以上の雇用見込みがあること
・1週間の所定労働時間が20時間以上であること

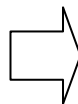


4月1日から
雇用保険の適用範囲は
☆31日以上雇用見込みがあること
☆1週間の所定労働時間が20時間以上であること

4月1日以前から引き続き雇用されている労働者は、4月1日時点において、4月1日以後に31日以上雇用見込みがあるかどうかにより雇用保険の適用を判断します。

2. 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善（施行日未定）

(旧)
事業主から雇用保険被保険者資格主取得届が提出されていなかったために雇用保険に未加入とされていた者は被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能。

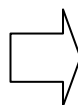


(新)
事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された場合は、2年を超えて遡及（雇用保険料の天引きが確認された時点まで遡及）可能となります。

3. 雇用保険料率の変更（2010年4月1日施行）

2009年度の一般事業の雇用保険料率
11/1000
事業主 7/1000
労働者 4/1000

2009年度の保険料率は1年限りの特例措置としていました。



4月1日から
一般事業の雇用保険率
15.5/1000
事業主 9.5/1000
労働者 6/1000

4月に支給される賃金から、保険料が上がります。
(2008年度と同じ保険料率になります)